

入札監理小委員会
第373回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第373回 入札監理小委員会議事次第

日 時：平成27年8月26日（水）16:57～17:48

場 所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

○登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）（法務省）

2. その他

<出席者>

（委員）

尾花主査、浅羽副主査、生島専門委員、川澤専門委員、辻専門委員

（法務省）

民事局 総務課 佐藤総務課長、大谷民事局付、中崎民事調査官、服部法務専門官、齋藤係長、玉寄主任

（事務局）

新田参事官

○尾花主査 それでは、ただいまから第373回「入札監理小委員会」を開催します。

本日は、法務省の「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」の実施要項案についての審議を行います。

最初に、法務省民事局佐藤総務課長より事業の実施要項案について御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いします。

○佐藤課長 法務省民事局総務課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私から実施要項案につきまして、概略を御説明申し上げ、引き続き詳細について担当者から御説明をさせていただきます。

登記簿等の公開に関する事務の包括民間委託につきましては、平成20年度から開始しておりまして、順次対象の登記所を拡大して入札を実施してまいりました。平成24年度には原則として各法務局・地方法務局を1つの入札単位として入札を実施いたしまして、今年度は前回と同様の入札単位で実施する2回目の入札となります。

今回、御審議をいただきます実施要項案につきましては、本年3月に開催されましたこの委員会における御指摘などを踏まえて作成をしているものでございます。

本日、配付されております資料「登記簿等の公開に関する事務（乙号事務）」をご覧くださいませでしょうか。まず、この資料の「1. 過誤処理事案の発生を防止するための方策について」は、前回の委員会におきまして、国が実施をしていたときよりも過誤処理事案の発生件数が多くなっている。それによって公共サービスの質の低下を招いているとの御指摘をいただいたところでございます。

そこで、今回、研修科目に過誤処理防止研修を追加いたしまして、過誤処理事案の発生の防止に努めたいと考えているところでございます。

次に「2. 多様な民間事業者の参入を確保するための方策について」は、前回の委員会におきまして入札不調の防止、あるいは事業者の参入促進の観点から、適切な対策をとる必要があるとの御指摘をいただきました。そこで、委託費の減額措置や実務経験者等の配置基準を緩和するという方向で見直しを行いまして、多様な民間事業者の参入を促したいと考えているところでございます。

このほか、当省で実施されました行政事業レビューや意見募集の結果なども踏まえた見直しを行っておりますので、あわせて御審議をよろしくお願ひいたします。

続きまして、参考資料をご覧くださいませと存じます。

こちらの資料に記載されておりますのは、受託事業者の従業員の非違行為についてでございます。まことに残念なことでございますが、受託事業者の従業員による印紙の窃取事案が2件発生いたしましたので、この機会に私から御報告をさせていただきます。

まず、事案の概要ですけれども、1件目は東京法務局の城南出張所におきまして、受託事業者の従業員が請求書を自宅に持ち帰り、請求書に貼付されていた未消印の印紙を剥ぎ取った上で、現金に換金し、着服していたというものでございます。

この事件の本人は、犯行が発覚しないように、法務局が保管していた処理済みの請求書から消印済みの印紙を剥ぎ取りまして、請求書に貼付していたものでございます。

2件目につきましては、東京法務局の品川出張所におきまして、受託事業者の従業員が印紙を請求書に貼付させず、請求書とともに自宅に持ち帰り、現金に換金し、着服していたというものでございます。

この事件の本人は、犯行が発覚しないように、消印処理が行われたかのような請求書の写しを作成しております、請求書類つづり込み帳につづっております。

これを受けての再発防止策でございますけれども、印紙の貼付及び消印の徹底が何よりも重要であると考えているところでございます。従前は請求するときに請求人に印紙を貼付させて消印する取扱としておりましたが、請求時には貼付すべき手数料額が確定しないことがあり得ることから、印紙の貼付、消印の徹底を図ることが難しいという事情がございました。そこで、印紙の貼付、消印の時期につきまして、手数料額が確定している交付時に変更して、印紙の貼付、消印のさらなる徹底を図ることといたしました。これが2の（1）でございます。

さらに、城南事案の隠蔽方法に対応するため、処理済みの請求書は法務局職員以外の者が自由に扱えないように隔離をいたしまして、事後的に印紙が剥ぎ取られることを防止する。これが（3）でございます。

また、品川事案の隠蔽方法に対応するため、業務報告書に請求書の写しが添付された場合には、法務局職員が請求書の原本を確認いたしまして、請求書の写しの不正使用を抑止することといたしました。これが（4）でございます。

このほか（2）に記載されておりますような消印処理の相互牽制の徹底、あるいは（5）に記載されておりますような法務局の監督体制の充実強化を図ることによりまして、今後、同様の不正事案の発生は防止できるものと考えているところでございます。

なお「3 実施要項に基づく指示」に記載しておりますけれども、本件不正事案の調査の過程におきまして、受託事業者による実施要項や提案書に沿った研修あるいはモニタリングの実施が不十分であったことが判明いたしました。この点も本件の事案の遠因と考えられたことから、委託元の東京法務局から実施要項に基づく改善指示も行っているところでございます。

不正事案の御報告は以上でございます。

引き続き、今回の実施要項案の詳細につきまして、担当から御説明申し上げます。

○中崎調査官 民事調査官の中崎と申します。よろしくお願いたします。

引き続きまして、実施要項案の詳細につきまして、議論のポイントに沿って、あわせて実施要項案を御参照いただきながら、現行の実施要項との変更点を御説明させていただきます。

ただいま課長から申し上げましたように、ポイントは大きく2つございます。まず、項番1の「過誤処理事案の発生を防止するための方策について」でございますが、その中の

法務省の対応の中で、研修科目を追加しております。

実施要項案ですと、7ページ中段の「b 継続研修」の中に追加してございます。これは登記事項証明書の誤交付等の不正・不当事案は平成25年度は150件、平成26年度は127件と、減少はしているものの、継続的に発生しているという状況にございます。そこで、過誤処理の発生原因の分析、発生時の対応、発生の防止、他の登記所における過誤処理防止策の共有化等を行うことを目的として、継続研修の研修科目に過誤処理防止研修を追加しております。

他方で、登記に関する知識や端末操作など、事務に従事してから習得することで差し支えない研修科目については、単位数を半減させて、受託事業者の負担軽減を図っております。

次に、項番2の「多様な民間事業者の参入を確保するための方策について」でございしますが、法務省の対応のところで、委託費の減額措置及び実務経験者等の配置基準を緩和しております。

まず1点目の委託費の減額措置の見直しについてでございますが、実施要項案では2ページの下段「(6) 委託費の減額措置」の部分をご覧いただきたいと思っております。減額措置の算定方法を委託費に対して一定の率を乗じるというものの場合、委託費が高額な大規模庁等では受託事業者の負担が大きくなってしまいます。そこで、印鑑証明書等の誤交付の場合は、1回当たりの月額委託費の5%限度から1%に固定して、5万円を上限とし、また、イの各証明書の誤交付の場合は一律2万円としております。さらに、オの各種期限違反のうち改善指示の履行期限違反以外の比較的軽微な違反の場合は、月額委託費の5%限度から、1%限度または減額措置の対象外としております。

次に、2点目の実務経験者等の配置基準の見直しについてでございます。実施要項案でいいますと6ページの「(イ) 委託業務に係る知識及び能力について」という部分になります。

乙号事務を適正・確実にするための知識及び能力を有しているということは、いわゆる公共サービス改革法において受託事業者の要件とされ、現行の実施要項では登記所ごとに司法書士や土地家屋調査士など実務経験者、またはこれと同等と認められる者を配置し、入札単位ごとに実務経験者を配置することとしておりますが、受託事業者における乙号事務のノウハウも一定程度蓄積され、おおむね安定的に運用されているという状況にあります。

そこで、入札単位ごとに配置する実務経験者について、実務経験者同等者として直近10年の間に通算5年以上の経験を有する者を加えることとし、これにより、通算5年以上の経験者を実務経験者の代替として、これまでの実務経験者の配置が求められていた場所に配置することが可能となります。

さらに、年間乙号事件数6万件未満の小規模庁については、実務経験者等の常駐は不要と判断し、直近まで1年以上継続して本委託業務に従事した経験を有する者を配置するこ

とで差し支えないこととしました。

続いて、項番3の「その他の修正変更について」順次御説明いたします。

1点目として、公共サービスの質を適正化する観点から、利用者の満足度及び各種証明書等の交付または地図等の閲覧までに要した時間について、要求水準を85%以上から、90%以上に変更しております。

実施要項案では、2ページ目「(4) 確保されるべき公共サービスの質」の部分になります。これは、本年6月に法務省が実施しました行政事業レビューにおいて外部有識者から、利用者の満足度に関するアンケート調査結果が軒並み90%を超えており、目標設定を適正化すべきとの指摘を受けたことを反映させたものでございます。

ただし、項番4の「意見募集（パブリック・コメント）の結果について」の部分に記載がありますように、意見募集において事業者は経験を積み重ねる中で習熟度を高め、各種課題を改善することによって顧客満足度の向上を図っており、一律に要求水準を上げるとは新規参入の障壁になるとともに、経費増大につながりかねないとの意見が寄せられたため、委託開始後の1年間は現行の要求水準を据え置き、委託開始から1年後の平成29年10月以降、要求水準を変更することとしております。

2点目として、公共サービスの適正かつ確実な実施を確保する観点から、委託費の減額措置として、窓口取扱時間に業務従事者を一人も配置できなかった場合を追加しております。実施要項案の3ページの(6)エの部分になります。これは、受託事業者の責めに帰すべき事由により開庁が遅延したという事案が平成25年度に1件、平成26年度に2件発生しておりまして、重大な影響を生じさせたということから、この再発防止を図ろうとするものでございます。

また、税や保険料の滞納がないこと等を入札参加資格として追加しております。実施要項案の3ページの4(7)から(9)までの記載の部分でございます。これは実施要項に関する指針に従いまして、入札参加資格として明確にしたものでございます。

3点目として、東京法務局の入札単位についてですが、近年の乙号事件数の減少傾向を踏まえまして、3単位から2単位に変更しております。実施要項案の4ページの中段「ア入札の単位」という部分になります。

4点目として、民間事業者の創意と工夫を反映させる観点から、①に記載のとおり、各加点項目の配点を等しくしております。実施要項案の8ページ表1になります。これは行政サービス向上の観点から、いずれの項目についても同等に民間事業者の創意と工夫を反映させる必要があると考えたものでございます。

また、②の記載のとおり、加点項目の一つである高い水準での事務処理を実現する提案の審査の観点として、証明書発行請求機の利用促進を通じて省力化を図るための方策が具体的に提案されていることを追加しております。実施要項案の8ページの「(ア) 高い水準での事務処理を実現する提案」の部分に記載してございます。

これも先ほど御説明申し上げました行政事業レビューにおいて、外部有識者から受託事

業者の受付事務と証明書作成事務が省力化できる証明書発行請求機について、その利用率をアップさせて委託コストの削減を図るべきとの指摘を受けたことを反映させたものでございます。

最後に、5点目として登記所外証明書発行請求機による地図証明書等の交付事務、登記情報及び地図データの電子データによる提供事務についても、乙号事務の一環であるため、委託業務に含めてございます。

以上で御説明は終わりでございます。

○尾花主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました実施要項案について、御質問、御意見のある委員は御発言を願います。

○浅羽副主査 御説明いただきまして、ありがとうございます。

加点項目の審査のところなのですけれども、今回、配点をえられたという背景については理解したのですが、過去の入札において加点項目で結構差がついていたものなのかどうか、あるいは、そうした結果を公表していたのかどうかといった点について、まずは教えていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○服部専門官 御質問ですけれども、加点項目の結果が反映されたケースがあったのか否か、また、その結果については公表しておったか、この2点かと承知いたしました。

まず、点数の結果が反映したケースがあるかということでございますけれども、これは総合評価落札方式ですので最後は金額で割り込むこととなりますが、最低価格ではない事業者が落札したケースはあったということになります。

それから、結果につきましては、全て法務局のホームページで公表してございますので、そちらを御参照いただければ、そういったケースがあるか否かというのは確認することが可能でございます。

○浅羽副主査 結構加点項目でも差がついていたものなののでしょうか。評価委員会で委員の先生に点をつけていただいて、その平均値だとお見受けしたのですけれども、そんなに差がつかないのかなとも思ったのですけれども、そのあたり過去はどうなののでしょうか。つまり、最後は金額、入札価格で除すわけですね。べらぼうな安い値がついたらそれは落ちないでしょうけれども、結構入札の価格のほうが効いてくるものなのかなと思ったのですが、そういったようなところはいかがなのでしょう。必ずしもそうではないということですかね。もちろん、いろいろなケースがありますからね。

○佐藤課長 なかなか一概に言えないところがございますが、先ほど御説明申し上げたように、過去価格が低いところが必ずしも落札していないというところもございます。もちろん入札金額というものが非常に大きなファクターを占めることは事実でございますが、加点項目というものも影響を与えている。したがって、加点項目の審査というものは慎重にしなければいけないと考えているところでございます。

○浅羽副主査 もちろん私も安かろう悪かろうになっていることは絶対ないだろうとは思

っているのですけれども、そうなるのはとてもよろしくないと思っておりますので、今回、このように配点をえられたということで、おっしゃられたことはわかったのですけれども、その背景として過誤とかそういったものももしかしたらあったのかなと思ったのですが、それは特にこのことは結びついていないですか。

○佐藤課長 もちろん過誤が起きてはならないというのが前提としてはございますけれども、こちらはむしろより質の高いサービスの御提案をいただいたものに高い点をつけることとなりますので、過誤防止とは直接は結びついていないものと理解しております。

○浅羽副主査 ありがとうございます。

○辻専門委員 御説明ありがとうございました。

実施要項案の2ページ目(4)「ア 利用者の満足度」という部分でございますが、こちらに「法務省が別に定める」という記載がございますけれども、実施要項の中に別に定めるという内容は書かれているのでしょうか。

○服部専門官 契約書に書かれております。

○辻専門委員 おそらくこのアンケート調査というのは事業の質の測定にかなり重要な位置づけがあると思われるのですが、具体的にどういう方法でアンケートなされているのでしょうか。

○中崎調査官 登記所を利用された方に受託事業者のほうでアンケート用紙を配布しまして、法務局の職員が回収するということになっております。

○辻専門委員 受託事業者の方がアンケート用紙を持っていて、それをお客様に渡して、事務が終わった後、そのお客様が法務局の職員に渡しているということですか。

○中崎調査官 はい。

○辻専門委員 分かりました。受託事業者が回収しているわけではないのですね。

○中崎調査官 法務局職員が回収しています。

○辻専門委員 分かりました。

引き続きすみません、同じ2ページ目の一番下の「(6) 委託費の減額措置」というところでございますけれども、今回、ペナルティーが下がったわけではございますが、それでも失敗1回につき、例えば印鑑証明書とかこういう非常に重要なものについて1%という数字が書かれているのですが、これはパブコメ等で新規参入を検討している方たちから、1%でもなお厳しいのではないかとか、そういった御意見はなかったのでしょうか。

○服部専門官 基本的に1%でもなお厳しいという意見は実際にはございませんでした。逆に、例えばさらに追加すべきとか、そういった相反する意見もあったのも事実でございます。

○辻専門委員 それは既に感覚が分かっている現状の受託事業者で、新規参入の方を排除するためにより厳しい意見を言っている可能性はあつたりするのでしょうか。

○服部専門官 どういう方かについては差し控えたいと思います。

○辻専門委員 分かりました。

最後に、同じく実施要項案の7ページ目の一番下の(カ)研修の計画の策定・実施でございまして、実際に研修を行うとお見受けいたしますが、資料1-2の後ろのほう、実施要項の別紙9-1「事前研修の目安」というところがあって、これを拝見しますと、研修講師の中に一部法務局職員というのがちらほらあるのですが、ほかは民間の方が講師をなさるという理解で合っていますか。

○中崎調査官 ここは弁護士の方とか実務経験者の方が講師をするということも予定しています。

○辻専門委員 法務局の職員が講師をやる場合であれば、内容の質とか、実際、適正に実施されたかどうかという担保がとれると思うのですが、民間の方が講師になった場合に研修内容の質とか、そもそもちゃんと実施したのかどうかの担保はどうやってとられるのでしょうか。

○中崎調査官 研修を実施した際に報告書を提出いただいております、出席者の出欠とか、あるいは研修風景の写真とか、そういうものを提出していただくようにしています。

○辻専門委員 紙ベースですか。

○中崎調査官 紙です。

○辻専門委員 写真があれば一つの担保になると思うのですがけれども、例えば全てICレコーダーとかで録音を義務づけたりしてとかは。

○服部専門官 現状はそこまでしてございません。

○辻専門委員 していないですか。録音させた上で、録音を提出させるとなると大変ですから、例えば録音したものを保管しておきなさいという指示は可能ですか。今後、抜き打ちでどこか検査をして、ちゃんと実施しているかどうか洗い直して、一応講演をやっているのだけれども、中身の質が低かったというのを防ぐことができると思うのです。そういう録音させるというのはあり得るでしょうか。

○中崎調査官 それはちょっと検討させていただきたいと思います。

○辻専門委員 分かりました。

最後に、研修計画の実施と書いてあって、これはテキストも彼らにつくらせるという意味合いでよろしいですか。それとも、法務省で標準テキストみたいなものをつくって渡すとか、どちらなのでしょう。

○中崎調査官 研修のためのテキストというのは特にうちのほうでも用意していませんので、受託事業者のほうで用意していただくことにはなりますが、実際の業務をやる際に必要なマニュアルとかは貸し出ししておりますので、それに基づいて研修を行うことが多いかと思います。

○辻専門委員 それでもなお受託事業者がテキストをつくるというシーンはあるわけですか。

○中崎調査官 はい。

○辻専門委員 そのテキストの内容は法務省で管理する仕組みはあるのでしょうか。

○中崎調査官 管理するところまではしておりません。

○辻専門委員 例えば、これは御提案なのですけれども、一旦既に法務省のほうで従前の事業者がつくられたテキストの蓄積がありますね。それをもとに標準テキストをつくるなり、もしくはまずい部分は墨塗りにした上、新規事業者にお示しをすること、新規事業者がテキストをゼロからつくるといった手間がなくなるのかなとは思っているのですが、このような御提案はいかがですか。

○服部専門官 今、御指摘の件でございますけれども、研修計画を策定すること等につきましては法令上要件になってございます。それをどのようにするかにつきましては、民間事業者のノウハウなり創意工夫というものが比較的反映されている部分が多うございまずので、その部分を如実に他の事業者に渡すことにつきましては、一部なかなかすんないかないのかなという面もあるかと心配してございます。

また、他方で、今回の乙号事務につきましては、比較的やり方が法令上その他で定められておりまして、そういったものにつきましては詳細なマニュアルをこちらのほうで作成をしてお渡ししておりますので、事業者のお話などをお伺いしてみますと、おおむねこのマニュアルを御理解いただくといったことが多いかと思っております、事業者においてそれほどばらばらなものが作成されているとまでは承知しておらないということでございます。これは私どもの事務の性質にもよるのかもしれませんが。

○辻専門委員 分かりました。

○川澤専門委員 今回の研修に関しても追加でお伺いさせていただきたいのですけれども、御指摘のとおり、なかなか事業者のノウハウにかかわる部分もあるので、従前の事業者から情報を提供するというところは難しい部分もあるかと思うのですが、過誤処理防止研修というのが今回新たに加えられて、過去にどういった過誤処理、そもそも過誤があったか、また、どういう処理がなされたか。特に今回、研修の内容で発生原因の分析というものがございまずので、そのあたりの過去の情報が新規の事業者にとってはぜひ提供していただきたいものかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょう。

○中崎調査官 それにつきましては、私どものほうも他局、いろいろな局での事案、防止策について情報提供を積極的に行いたいと思っております。

○川澤専門委員 例えば説明会とか、もしくは何らかの要求があったときに法務省が御対応されるということですか。

○中崎調査官 そうですね。

○佐藤課長 過誤処理防止につきましては、我々も責任を持って取り組む必要がございまずので、内容が充実するように情報提供の求めがあればもちろん協力をいたしますし、また、過誤防止の研修が本当に適正なものであったのかということは事業の報告などの精査をよくしながら、十分に検討して、毎年毎年研修の質が上がっていくような努力をしていきたいと思っております。

○川澤専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○服部専門官 申しわけございません。回答内容を若干補足修正させていただきたく、先ほど先生のほうからアンケート調査の関係につきまして御質問を承りました。アンケート用紙を配布するのは受託事業者のほうで請求の受付をしたときに利用者の方々に手交して行うものでございます。

なお、御質問がございました回収の方法につきましては、入り口付近に回収箱を設置しておりまして、そこにに入れていただくといったようなやり方でしてございまして、アンケート箱からアンケート用紙を回収し、集計するのは法務局で行っているということでございます。

○辻専門委員 アンケート用紙を渡すのは受託事業者ですか。

○服部専門官 受託事業者のほうで、申請人が請求を窓口でされた際にお渡ししています。

○辻専門委員 受託事業者の手元にはアンケート用紙の束がいっぱいあるという理解だということですね。

○服部専門官 そういう整理で結構だと思います。こちらのほうからお渡しをしている。アンケート用紙のひな形、用紙は契約書上法務省が別に定めるということで定めてございますので、それを必要部数お渡しをして、配布していただいているということになります。

○辻専門委員 例えばですけれども、性悪説で語りますが、受託事業者が御本人か、もしくはお友達を連れてきて、アンケート用紙の束を幾らかもらって、内容を好き勝手に書いた上で、その箱に入れてしまうという不正行為が考えられるのですけれども、これについてはどのような防止があるのでしょうか。

○中崎調査官 申請から交付までに要した時間につきましては、タイムスタンプというものを申請を受けた際と交付した際に記録しておりますので、それで客観的にわかる部分はございますので、その部分では適正な評価ができるということになるかと思えます。

○辻専門委員 それ以外の部分は担保がない感じですか。

○中崎調査官 おっしゃるとおりです。

○辻専門委員 分かりました。もしよければそのあたり、不正が発生しないようなスキームを組んでいただければと思います。

○服部専門官 現状は実態と突き合わせてみても、おおむね差異のない結果が出ていると、今まで何度も積み重ねてございますけれども、過去の実績等を聞いてみますと、そういった結果が出ているということで、今、そこに疑義を挟むような状況にはないと承知しております。

○辻専門委員 分かりました。

○生島専門委員 御説明ありがとうございました。

私も若干重なる部分もあるのですけれども、研修の内容、特に過誤処理防止の講習の内容、そのあたりのノウハウを、これは法務省に限った話ではないのですけれども、省庁のほうで集約するようなシステムというのを今後御検討されたほうがいいかなというのを、この委員会を通してつくづく感じました。

というのは、一面的にはもちろん各事業者のノウハウではありますけれども、多数の事業者に新規参入していただく必要がある公的な事業に関するノウハウであり、非常に公共性の高い性質のもので、そのノウハウを公的機関が一元的に集約して行って、参入希望者が誰でもそこにアクセスできるというのは非常に公益に資することになります。時代の流れを考へても価値の高いことかなと思います。それらノウハウに関してもある種の著作権的な問題があるとすれば、そもそも契約の段階で、つくっていただいたテキスト及びノウハウに関して委託サイドのほうで管理して、今後、皆さんで使えるようにします的な文言を入れて、受託者に事前に了解を得るとというのがよいかと考えます。それに対して受託者から、それは絶対に嫌だというお声は出ないような気がします。このように公的な事業に関する情報、ノウハウは誰か特定の者の所有物ではなく、公的機関が管理し広く社会全体で情報共有を進めるというスタンスを定型化していくことが非常によろしいのではないかと、この事案に限っていないのですが、常々思っておりますし、それはぜひ今回どうか、今後御検討をいただければと思っております。

○佐藤課長 ありがとうございます。

確かに受託事業者がつくっているものをそのまま他の事業者にお渡しすることは難しいのですが、ただ、全国的にどういう状況かというのは法務局が一番把握しているというところもございますので、どのような過誤防止の研修をしているのか、あるいはこういう内容をぜひ過去の経験に照らして入れたらどうかというアドバイスを法務局からすることはできるのではないかと思います。そういう意味では、受託事業者のやっている研修の内容とか、我々が持っている情報なども含めまして、何らかの形でフィードバックをするといいますか、受託事業者の研修に資するような助言なり提案をしていけるように、どのような具体的な方策があり得るかということはこれから検討したいと思っておりますけれども、考えていきたいと思っております。

○生島専門委員 ありがとうございます。

それから、続けてなのですけれども、私も減額措置の見直しの部分について少々教えていただきたく存じます。間違って自分の印鑑証明書がほかの方に渡されたら私もちょっと心配ですし、そこに関して一定の抑止力は必要と思いますが、それとペナルティーの大きさの兼ね合いはどのあたりが適正なのかについてご教示いただきたいです。そもそも過誤件数というのが、例えば新規参入で最初の1カ月はものすごく多いのだけれども、自然にだんだん下がっているようなことがみられるものなのか。そうであるとすれば、ペナルティーに関しても、最初はちょっと甘目であっても、時間の経過に伴い仕事に慣れていけばどんどん自然によくなっていくものなのか。それとも、やはりペナルティーがないとなかなか件数が下がっていかないというものなのか、そのあたりは過去の実績で見るといかがなのでしょう。

○中崎調査官 直近のものを見ますと、先ほど申し上げましたように、前年度から比べると150件から127件と若干減っています。それは、慣れてくることによって、ヒューマンエ

ラーも少なくなるのかなと思われます。

ただ、過誤の対象になるもの、今、おっしゃっているような印鑑証明、事の重大性を考えると、最初のうちは緩くというのはなかなか区分するのは難しいかと思ひますので、それはきちんと認識していただく必要がございますので、そこは差を設けることは考えておりません。

○服部専門官 それ以外のものを今回、大分下げてくださいまして、むしろ印鑑証明書と印鑑カードだけは、本件委託を始めた当初から減額措置とさせていただきますまして、私どもとしても事の重大性をそれぞれ個々に検討した結果、どうしても印鑑証明書だけは必要だということで、維持をさせていただきます上で、その他につきましては先ほど御説明申し上げましたとおりの見直しを凶っているということでございます。

○生島専門委員 逆に減額をして、印鑑証明の過誤がかえってふえてしまったら、またペナルティーを上げざるを得ないですし、そこは様子を見てという感じなのですかね。分かりました。

最後に1点なのですけれども、先ほどのアンケートの85%から90%にということの、最初の1年目は85%、それから90%というのは、理にかなっていらっしゃると思うのですが、それは今回の受託はそうだと思うのですけれども、またその次の入札のときも、最初の1年度は85%で、2年目からは90%ということになるのですか。

○中崎調査官 そういうことも予想されます。おそらく新規参入者というのは次回も当然あるかと思われますので、いきなりというのは難しい部分もあると思ひます。

ただ、今、この状態で次回の業務を開始したときに、さらに高い率を、新規参入者も最初から上げているということであれば、そこはまた検討しなければいけないのかなと思ひます。

○服部専門官 結局、今回はそのような見直しをさせていただきますまして、今回、入札させていただきます上で、実施状況をまた確認させていただきますまして、実情を踏まえてまたこちらの委員会に御相談をさせていただきますながら、その辺は検討を進めていくことになります。

○生島専門委員 先々まで決めたわけではないのですね。これから先、新たに入札を行うたびに受託1年目が85%で、2年目が90%ということではなくて、今回のみの方針なのですね。

○服部専門官 これは次回、次々回、どのようにするかということは、この入札、今回の委託期間の実施状況等を確認させていただきますまして、貴委員会とも御相談をさせていただきますながら、検討を進めてまいりたいと考えております。

○生島専門委員 分かりました。ありがとうございます。

○辻専門委員 済みません。お時間をとって恐縮です。

実施要項案の2ページ目、一番下の行でございます。先ほどの委託の減額措置のペナルティーが発生する要件、別紙6というものがあって、多分これは例えば東京①の8という数字を見ると、8回やってしまうと9回目から罰則が発生するという理解で合っています

ね。数字のつけ方をお伺いしたいのですが、これはどういう基準でこの数字をつけていったのでしょうか。

○中崎調査官 これは過去の実績から、一定的なヒューマンエラーというものは存在するということが事実でございますので、これら全てを減額の対象にしてしまうと過誤処理をなくす、なるべく自助努力を行うという民間事業者の意欲も減退してしまうということで、ひいては民間事業者の参入を阻害することにもなりかねないので、過誤処理が一定の回数におさまっている間は民間の自助努力に任せるということにして、自助努力が機能せず、引き続き過誤が発生する場合には減額措置を行うということで、再発防止を促すことになっているものでございます。

回数につきましては、従前は最低基礎回数 1 回でございましたが、今回、それを 4 回としております。プラスアルファ事件数に応じて 150 万件につき 1 回回数を追加するという形で各入札単位での基礎回数を決めてございます。

○辻専門委員 つまり、基礎回数が 4 とあるから、まず 4 から始まって、それに上積みするイメージなのですね。

私が思ったのは、東京①が 29 年度は 8 と書いてあって、釧路を見ると 4 なのですね。事務量が東京が釧路の 2 倍であるはずがないなと思って、違和感を覚えたのです。

ちなみに、多分東京はものすごく多いと思うのですけれども、釧路が 4 回オーケーだったら東京については 8 とは言わずもっとふやすという議論はあったのでしょうか。

○中崎調査官 ただ、何を基準に置くかということ、どうしても事件数をベースに考える必要があるかと思ひまして、過去に職員がやっていた場合の発生率と、受託事業者になってからの発生率の中間が大体 150 万件でしたので、そこを基礎として追加回数を決めてございます。

○辻専門委員 分かりました。

○尾花主査 御説明いただきありがとうございます。

過誤処理事案の防止と参入障壁を下げるという 2 つの難しい問題について御対応いただき、ありがとうございます。

重なる点もありますが、まず 1 点目、実施要項案の 2 ページのアンケート調査なのですが、年 1 回というのは期間を限定してということでしょうか。その日一日ということでしょうか。

○中崎調査官 これは期間を限定しています。

○尾花主査 その限定は法務省でされているということですか。

○服部専門官 契約で、年に 1 回でございます。

○尾花主査 例えば 1 回が 1 週間なのか、1 回が 1 日なのか。

○佐藤課長 1 週間毎日やるのか、あるいはこの日と決めてやっているのかということでしょうか。

○尾花主査 はい。アンケート調査自体がきょうは頑張るぞという日を事業者が決めて頑

張ることはないのでしょうか。

○服部専門官 日はこちらで指定をすることにしてございます。

○中崎調査官 1日指定しています。

○尾花主査 そうすると、1日指定して、全てのお客様にアンケート用紙を配り、入れてくださいねとする感じでしょうか。分かりました。

○辻専門委員 抜き打ちで行かれるという理解で合っていますか。それとも、事前にこの日に行きますよという予告はしてしまうのでしょうか。

○服部専門官 予告というか調査日ですね。アンケート調査日は事前にアンケート用紙も配付しています。

○辻専門委員 どれぐらい前にアナウンスするのですか。

○服部専門官 決めているということはないのです。

○中崎調査官 1カ月前ぐらいですかね。

○玉寄主任 ただ、実際にアンケートをこの日に請求人にお配りしてくださいというところだけをお願いすればいい話なので、あまり事前にお知らせしている話ではなく、準備に無理のない範囲で各局情報提供しています。

○服部専門官 どうしても実情に応じてやってございまして、特に指定をして必ず何週間前に入れるとか、そういったことを決めてやっているものではございません。

○辻専門委員 できるだけ抜き打ちのほうが効果が高そうですね。

○尾花主査 あと、この場合の回収率みたいなものはどのぐらいでしょうか。

○服部専門官 アンケートの回収率ですけれども、評価の際にも御案内していますが、おおむね80%台ということになってございます。もちろん登記所によって低いところ、高いところございますけれども、おおむね平均いたしますと回収率は80%台ということでございます。

○尾花主査 分かりました。

おそらく質を判断するのにあらかじめ決まった日に一日だけで、その日だけ頑張っていたくという形にならないような運用方法を別に定めるところで、何か工夫をいただけるのがよいのではないかと思いました。

それから、もう一点、実施要項案の5ページの評価委員会のところなのですが、評価委員会の組成及び評価委員の方がどの点に基づいて、特に8ページの加点項目等について御判断いただくのかということ、法務省として各委託法務局の方に何かお知らせをされているのでしょうか。おそらく参入障壁を下げるには評価委員が全国一律に偏りのない判断をしていただけるのだというところを御理解いただくと、皆さん、躊躇なく参加していただけるかと思うのですが、評価委員会の組成及び委員の方の判断基準について何かお示しいただいているのかどうかということをお教えください。

○服部専門官 まず、組成というのは構成ということでもいいですね。

○尾花主査 そうですね。例えば委員というけれども2人だとか、委員というけれども5

人ですとか基準はないのでしょうか。

○服部専門官 まず、委員の人数は5名ということで、そこは均一にさせていただきます。

評価に関しましても、実際はどういった提案書が出てくるかということが千差万別ですので、そこを一律に評価するというのは実際にお話などを伺ってみますと、なかなか難しい面があって、それぞれの委員の先生方が御苦労されているのだろうなと理解をしておりますが、今、お話もございましたので、そういった点は配慮してまいりたいと考えます。

○尾花主査 多分、高い水準での事務処理を実現する提案で、満点の人が50点とかですかね。全く提案されていない人がゼロ点なのかとか、そのあたりの委員の方の感覚でゼロ点をつけやすい方と、軽く50点をつけてしまう方とかいるのかなと思ひまして、5人で平均するというのでそのリスクをとっておられるとは理解したのですが、法務省のほうで要項の変更という意味ではなく、何か指針があってもよいのかなという意見です。なので、別に変えてくださいというつもりではございません。

ただ、もしかしたら委員5名と書いたりすると、新しい参入事業者にとっては、5人で見ていただけるなら公正かなという印象も受けるかもしれないので、そこは工夫の一つかなと考えます。

あとはよろしいでしょうかね。

それでは、時間となりましたので、本実施要項の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますか。

それでは、本実施要項案につきましては、本日をもって小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせずに、実施要項案の取り扱いや、監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。先生方、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○尾花主査 なお、委員の先生方におかれましては、本日質問できなかつた事項や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せください。事務局から各委員にその結果を送付させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。